

47 トルコ民事訴訟法概論

カミール・イルディリム

序 章

- I 民事訴訟の目的とその機能
 - II トルコ民事訴訟の構造
 - III 民事訴訟の基本原則
 - IV トルコ民事訴訟法における手続
 - V トルコ法における上訴
- 結 論

序 章

トルコの民事訴訟法は、大部分において1927年にスイスのノイエンプルク州法を継受したものである。トルコ債権回収・破産法も同様にスイスから継受され、1929年に現行のトルコ法になった。トルコの民事訴訟法典は強制執行に関する規定を有せず、それはトルコ債権回収・破産法に委ねられていた。民事訴訟法典も債権回収・破産法も頻繁に改正された。従って、トルコ法とスイス法の類似性は以前ほどには大きくない。ノイエンプルク州法と決定的に異なるのは、上訴に関する規定である。トルコ法には控訴が存在せず、また非訟裁判権に関する特別法も存在しない。

トルコの民事訴訟法及び民事訴訟法学は⁽¹⁾、法律条文はスイス法に由来する

(1) 民事訴訟法の教科書として次のものを参照。S. Ş. Ansay, Hukuk Yargılama Usulleri, 7. Aufl., Ankara 1960; N. Bilge/E. Önen, Medeni Yargılama Hukuku, 3. Aufl., Ankara 1978, S. 290 ff.; S. Üstündağ, Medeni Yargılama Hukuku, 7. Aufl., Istanbul 2000, S. 238 ff.; Y. Alangoya, Medeni Usul Hukuku Esasları, 3. Aufl., Istanbul 2003, S. 200 ff.

にもかかわらず、法典継受以来、主としてドイツの民事訴訟法文化に従っている⁽²⁾。

I 民事訴訟の目的とその機能

民事訴訟の目的は、真実性の上に立つ実体法の実現、実体権の再現である⁽³⁾。

法治国家原則により、個々人は、国家に対して効果的な権利保障の付与を求める権利を有する⁽⁴⁾。

民事訴訟は、その形式的ルールの枠内で、実体的真実の発見を実現できることを目的とする⁽⁵⁾。その限りにおいて、弁論主義、口頭主義、及び自由心証主義が民事訴訟法の中でいかなる位置を占めているのかを問うことがとても重要である⁽⁶⁾。

(2) Vgl. H. Nakamura, Japan und das deutsche Zivilprozessrecht, Tokyo1996, S. 34.

(3) Siehe: H. F. Gaul, Zur Frage nach dem Zweck des Zivilprozesses, AcP 168 (1968), S. 27 ff., 48; H. F. Gaul, Der Zweck des Zivilprozesses, -ein anhaltend aktuelles Thema-, in: Zivilprozessrecht im Lichte der Maximen, (hrsg.: M. K. Yıldırım) Istanbul 2001, S. 68 ff., Übersetzt: N. Deren-Yıldırım, İlkeler Işığ ında Medeni Yargılama Hukuku, Hrsg.: M. K. Yıldırım, İstanbul 2001, S. 68-96, 84. In der türkischen Literatur Siehe.: N. Deren-Yıldırım, Kollektif Hukuki Himaye Medeni Usul Hukukunda Sonun Başlangıcı mı, Etkin Hukuki Himayenin Vazgeçilmez Unsuru mu? Yargıtay Dergisi (Zeitschrift des Gerichtshofs) 1997/1-2, S. 137 ff., 140. Das Japanische Recht und die Rechtsvergleichung mit dem Anglo-Amerikanischen Rechtssystem (Case Law) siehe: H. Nakamura, Zweck des Zivilprozessrecht, FS. Gaul (1997), S. 463 ff., 473; ders, Die Aufgabe des Gerichts, FS. Habscheid (1989) S. 205 ff., 208. Für die geschichtliche Entwicklung siehe: H. Nakamura, Die Zwei Typen des Zivilprozesses, Recht in Ost und West, FS. Zum 30 Jährigen Jubiläum des Institut für Rechtsvergleichung der Waseda Universität, 1988 Tokyo, S. 299 ff., insbes. 303.

(4) Siehe: E. Schilken, Die Befriedigungsverfügung, Berlin 1976, S. 103; Vgl. W. Habscheid, Das Recht auf den Beweis und der Grundsatz der Effektivität des Rechtsschutzes, SJZ 1984/24, S. 383. Siehe: W. Habscheid, Zivilprozessrecht, 2. Aufl, Basel 1990, Rdnr. 773 ff., 897 ff.

(5) E. Schilken, Zivilprozessrecht, 4. Aufl., 2002, Rdnr. 9 ff., 463.

1982年のトルコ憲法は、141条4項において、できる限り低廉でかつ迅速な手続処理という意味での効果的権利保護の原則を強調している。

ヨーロッパ人権条約6条に基づき、各個人は公正な手続を求める権利を有する。この権利は、民事訴訟法の原則との関連では、裁判所の中立性、法定裁判官を求める権利、公開主義、法的審問請求権、適正期間内での訴訟終了、並びに判決の言渡しを包含する⁽⁷⁾。これらの原則は、実践的憲法としてのヨーロッパ民事訴訟法のマグナカルタを具現する。

ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ人権裁判所の判例は、トルコ共和国にとっても拘束力を有する⁽⁸⁾。

II トルコ民事訴訟の構造

訴訟は、その本質からみて、段階的に発展する。訴訟は実務において次のような図式で示される⁽⁹⁾。

1. 訴え提起による訴訟係属の発生（被告の反論による訴えへの態度決定、場合によっては再反論、再々反論）。

2. 裁判所による訴訟要件及び最初の抗弁の審査及びそれに対する判断。

(6) 法定の証明法理については次の文献も参考。M. K. Yıldırım, *Medeni Usul Hukukunda Delillerin Değ erlendirilmesi* (Die Beweiswürdigung im Zivilprozessrecht), Istanbul 1990, S. 207; für die geschichtliche Entwicklung S. 28-29.

(7) Siehe: W. Habscheid, *Die Europäisierung des Zivilprozessrechts, Symposien, Weltkongress der Internationalen Vereinigung für Prozessrecht in Lublin (Polen) 1994*, S. 82-83. オーストリア法における手続集中、実体的訴訟指揮については次の文献を参照。(Rechberger/Simotta, *Zivilprozeßrecht, Erkenntnisverfahren*, 5.Aufl., Wien 2000, No. 273 ff; Rechberger, *Die Verfahrenskonzentration im österreichischen Zivilprozess*, in: *im Lichte der Maximen*, 2001, S. 1 ff.). レヒベルガー教授によれば、「公正審判とは、第一に、そもそも民事法上の請求権または義務に関する手続において、同様の方法で関与する権利が挙げられなければならない」。Neue Fragen zum Fair Trial im österreichischen Zivilprozeß, in: *im Lichte der Maximen*, 2001, (hrsg.: M. K. Yıldırım), S. 56 ff..

(8) Siehe vom 10. 3. 1954 und Gesetznummer 6366 (Resmi Gazete-türkische Amtsblätter-, vom 19. 3. 1954 und Nr. 8662); Amtsbl. vom 21. 4. 1987 und Nr. 19438; Amtsbl. vom 27. 9. 1989 und Nr. 20295).

(9) W. Habscheid, ZPR, Rdnr. 563.

3. 事実関係の主張⁽¹⁰⁾。

4. 判決。

トルコ民事訴訟法の体系によれば、通常の訴訟は次の段階からなる。すなわち、書面の交換（証拠の取り調べおよび提出）（213条以下、236条以下）、事実認定手続（口頭手続、弁論）（375条以下）、並びに判決言い渡し。

この手続のモデルは、ノイエンブルク州民訴訟法典及び複数のスイス諸州の規則であり、書面による事前手続、事案解明手続及び口頭手続⁽¹¹⁾を有するいわゆるロマン法モデルに属する⁽¹²⁾。

従前からの、たとえば離婚手続のような特別規定に代り、1963年以来、トルコ民法は、裁判官が訴訟のいかなる段階においても和解を勧奨すべきであるという一般規定をおいている（トルコ民法213条1項）⁽¹³⁾。

書面先行手続は、当事者及び弁護士による手続準備に役立つが、しかしいわゆる弁護士の業務独占と訴訟遅延という短所も有する。

ウステンタグ（Üstündağ）教授によれば⁽¹⁴⁾、書面先行事前手続は当事者提

(10) Weymuth, Mündlichkeit und Schriftlichkeit im Schweizerischen Zivilprozessrecht, Zürcher Diss., 1931, s. 176). Für türkisches Recht siehe Yıldırım, Teksif ve Sözlülük İlkeleri Açısından Yargılama Usulleri Hakkında Düşünceler (Eventualmaxime und Mündlichkeitsprinzip), Önen'e Armağ an (Festschrift), İstanbul 2003, S. 467 ff., insbes. 483 ff.. Für japanisches Recht siehe Honma, Die Reform des Zivilprozeßrechts in Japan, ZZPInt 1 (1996), S. 327 ff.

(11) Siehe für Kantonen: Habscheid, ZPR, Rdnr. 754; Weymuth, S. 119 ff.; Wyss, Das Verhältnis von Mündlichkeit und Schriftlichkeit zu den wichtigsten Prozessmaximen am Beispiel des Zivilprozessrechts des Kantons Zürich, Zürcher Diss., 1971. Siehe die Gesetzesänderung von Neuenburg vom 30. 9. 1991. A. Baur-Öztek, Yeni Nöşateli Medeni Usul Kanunu (Die neue ZPO von Neuenburg), in: Marmara Üniversitesi Hukuk Fakültesi 10. Yıl Armağ anı, S. 406, 431 ff. Siehe auch F. Bohnet, Code de procedure civile neuchatelois commente, Basel 2003.

(12) Stürner, Die Struktur des europäischen Zivilprozess, in: FS Schumann (2001), S. 497, 503.

(13) Für die schweizerische Kantonen siehe: M. Guldener, Zivilprozessrecht, 3. Aufl., Zürich 1979, S. 419 ff.. 2001年のドイツ改正民法は、義務的な裁判外調停の導入を定めている。（§278/II dZPO. Rosenberg/Schwab/Gottwald, Zivilprozeßrecht, 16. Aufl., München 2004, § 103/I）.

出主義の現れであるとするのに対し、アランゴヤ (Alangoya) 教授によれば⁽¹⁵⁾、書面先行事前手続は裁判所からの影響を排除することができないと結論づけている。

ドイツのやり方は、書面先行手続と早期第一回期日を選択できると定められており、その限りで柔軟である⁽¹⁶⁾。日本法は、1996年の法改正によってドイツのやり方に接近している⁽¹⁷⁾。オーストリアのモデルは、それに対して、書面交換と、第二段階としての口頭弁論からなり、その後に証拠提出が行われるが、しかし口頭弁論よりも先に行われることもできる⁽¹⁸⁾。

III 民事訴訟の基本原則

トルコの法体系において、書面先行手続と結びついた次のような疑問はまだ解明されていない、すなわち書面先行手続の終結後も事実を提出することができるのかどうか、またかつての同時提出主義の意味において、かかる提出をする当事者は失権するのかどうか。

1) 裁判官の権限と当事者の活動—とくに訴訟資料収集に関して

ノイエンブルク州民訴法典の継受によって、1927年に生じた自由主義的傾向が支配的になった。

たとえば、トルコ民事訴訟法典第5章は、「当事者の権限と義務」というタイトルを掲げて、72条以下に訴訟の諸原則、すなわち処分権主義と弁論主義及

(14) Siehe Üstündağ, Yargılama, S. 258, Vgl.: Art. 375 ff. tZPO.

(15) Siehe Alangoya, Medeni Usul Hukukunda Vakıaların ve Delillerin Toplanması (Die Sammlung der Tatsachen und Beweismittel im ZPR), İstanbul 1976, S. 79.

(16) Prütting, Die Strukturen des Zivilprozesses unter Reformdruck und europäische Konvergenz? in: FS Schumann, Tübingen 2001, S. 320; 単独裁判官の影響について次の文献を参照。Stürner, Die Struktur, S. 501 ff.

(17) Honma, Die Reform des Zivilprozessrecht in Japan, ZJP Int 1 (1996), S. 327 ff.; Matsumoto, Zur Struktur des japanischen Zivilprozesses nach der Zivilprozessordnung von 1996, ZJP Int 2 (1997), S. 333 ff.; Uehara, Das Verfahren zur Ordnung der Streitpunkte und Beweismittel in der japanischen Zivilprozessordnung von 1996, ZJP Int 3 (1998), S. 397 ff.

(18) Stürner, Die Struktur, S. 501 ff.

びそれらの若干の制限を内容として含んでいる。さらに、法的審問原則のもとでの当事者提出主義、「裁判官は法を知る」の原則、並びに裁判所による訴訟指揮がある。

これに加えて、二つの条文が関連する。すなわち、裁判所と当事者による事実に関する討論、ならびに審理対象の解明に関するものである(213条1項, 230条2項)。

トルコ法は、当事者の真実義務を明文で定めていない。そのかわりに、裁判官による消極的釈明や悪意当事者に対する損害賠償判決の言渡しを定めている。けれどもこれらの規定は、民事訴訟の目的には十分に役立っていない。我々も做っているドイツ法学は、民事訴訟の目的を真実に基づく実体法の実現、すなわち実体権の再現だと考えている⁽¹⁹⁾。ここでは哲学的意味での真実が意図されているわけではない。民事訴訟では、法規定に基づく真実を発見することが重要である⁽²⁰⁾。

トルコ民訴法375条以下は、もともと口頭弁論についても定めていたが、しかしドイツ民訴法におけるような裁判所の釈明義務を明文では規定していなかった。しかし私は明文規定をおくべきだと考えている。裁判官が忌避申立てをされないために、裁判官からの積極的活動をしないほうがよいと考えられていることは明かである。そのために、不意打ち判決は起こり得る。裁判所の釈明義務を導入するならば、バランスをはかるために弁護士強制も導入されなければならない。

以上のことから、裁判官は当事者に対していかなる観点からも影響力を有しているといえることができる。

訴訟基本原則として、以下のものがあげられる。

1877年のドイツ民訴法は、徹底して自由主義の精神に支配されていた。このドイツ民訴法は、書面主義と同時提出主義に替えてフランス法をモデルとする口頭主義をもたらした。1933年の法改正によって、ZPO139条の裁判所の質問権(釈明権)が通常の地方裁判所の訴訟にも導入された。最近では、2002年の法改正によって、事実資料に関する裁判所の釈明義務が法的観点にまで拡大された。とくに、当事者に対する不意打ち判決を避けることがその目的であ

(19) Gaul, H. F., Der Zweck, S. 94. in türkische Übersetzung: Yargılamanın Amacı, İlkeler İşİ Altında Medeni Yargılama Hukuku (Übersetzung: N. Deren-Yıldırım), Hrsg.: M. Kamil Yıldırım, 4. Aufl., İstanbul 2004, S. 114.

(20) Gaul, Der Zweck, in: im Lichte der Maximen, S. 89.

る⁽²¹⁾。このような発展に鑑みて、ドイツ法では弁論主義が根本的な変容を受けたと主張された⁽²²⁾。この主張に対して、正しくも、ヤウエルニツヒは、裁判所の釈明権について正しく理解するならば、釈明権は弁論主義を制限するものではなく、全く逆で、むしろ弁論主義を補完するものである、という見解を主張した⁽²³⁾。

1933年の法改正によっても同様に、当事者の真実義務が導入されたが、しかし、客観的真実ではなく、主観的真実についての義務である⁽²⁴⁾。

これに加えて、当事者は、相手方の主張に対して自ら事案説明をすることが要求される。当事者は相手方の主張を争わないならば、事実主張は自白されたものと看做される(138条3項)。それに対して、オーストリアでは、伝統的な社会主義的訴訟観に基づき、裁判官がはじめから訴訟に対して強い影響力を有

(21) Siehe: Die Entwurfsbegründung des Zivilprozessreformgesetzes vom Juli 2001 (BT-Drs. 14/4722, S. 61). Siehe auch: Becker-Eberhard, Alman Medeni Usul Hukuku Reformu Hakkında (Zur Reform des deutschen Zivilprozessrechts), in: 21. Yüzyılın Usul Hukuku Sorunları, (hrsg. und Übersetzung Deren Yıldırım), İstanbul 2003, S. 65.

(22) Greger, Der deutsche Zivilprozess im Umbruch, FS Beys (2003), B. I, S. 460 ff.

(23) Jauernig, Zivilprozeßrecht, 25. Aufl., (1998), § 25 VIII 3; Ebenso Gaul, Der Zweck, S.90 Fn. 81; sowie Prütting, Die Strukturen, S. 322. プリュッテイング教授は、1976年の簡素化法が当事者義務も著しく強化したことが見過ごされていることを批判する; ders., Die Grundlage des Zivilprozesses im Wandel der Gesetzgebung, NJW 1980, S. 361 ff.; Schilken, Die Rolle des Richters im Zivilprozess, in: Zivilprozessrecht im Lichte der Maximen, S. 38; ders., ZPR, Rdnr. 345 ff.; Becker-Eberhard, Grundlagen, und Grenzen des Verhandlungsgrundsatzes, in: Zivilprozessrecht im Lichte der Maximen, (hrsg. K. Yıldırım), S. 15 ff.; Leipold, Zivilprozessrecht und Ideologie - am Beispiel der Verhandlungsmaxime, JZ 1982, S. 441 ff, insbes. 446 ff.. Im türkischen Recht siehe Deren-Yıldırım, Hakimle Tarafların İşbirliği İlkesi ve Yarattığı İdeolojik Çağrışımlar (Kooperationsmaxime und ideologische Aspekte), Kuru Armağanı (Festschrift), Ankara 2004, S. 817 ff, insbes. 825 ff., 829 f.

(24) Becker-Eberhard, E., Grundlagen, S. 15 ff.; die türkische Übersetzung: Dava Malzemesinin Taraflarca Getirilmesi İlkesinin Esasları ve Sınırları (Übersetzung: M. Kamil Yıldırım), İlkeler Işığında Medeni Yargılama Hukuku, Hrsg.: M. K. Yıldırım, 4. Aufl., İstanbul 2004, S. 17 ff., 25-29.

している。けれども、オーストリアにおいても、訴訟資料の提出責任と真実義務が当事者に課されている（オーストリア民法178条）。しかしながら、オーストリアでは、職権探知主義のような事実探知のための厳格な義務という意味ではないが、今日でも制限的な職権探知主義が行われていることが認知されている⁽²⁵⁾。けれども、ドイツとは異なり、オーストリアの裁判官は職権により証人尋問を命じることができる。従って、すくなくともオーストリアではいわゆる協働主義が行われている⁽²⁶⁾。

トルコ民法典においては、1927年以後、裁判所の釈明義務とは裁判官が「自分が不確である、または矛盾しているとみなした主張に関して説明を求めることができる」という意味において行われていることが強調されなければならない。それに対して、スイスの2002年統一民事訴訟法草案は裁判所の釈明権を不十分な当事者の主張に対するものにまで拡張している。

ドイツ法と異なり、スイスにおいても裁判所の釈明義務（民法75条2項から3項）はあまり包括的ではないことがわかる⁽²⁷⁾。しかし、裁判官はいかなる時点においても、当事者を尋問すること、また当事者が自己の証拠方法を裁判所に提出することを命じることができる（75条3項、213条1項、217条、378条）。裁判官はまた、当事者またはその代理人に対し、いつでも、裁判所に出席することを命じて、その主張を行わせること、及び和解を勧奨することができる（213条）。しかしトルコ民法典のような当事者の真実義務に関する規定が欠けていることは留意すべきである。

2) 手続促進の手段、とくに同時提出主義

トルコの民事訴訟の大きな課題は、手続継続期間の長期化の克服である⁽²⁸⁾。立法者は同時提出主義に解決策を見いだした。それによれば、原告は訴状の中ですべての事実を提出して、すべての証拠方法を挙げなければならない（179条3項）、また被告は答弁書において同様のことをしなければならない

(25) Rechberger, *Verfahrenskonzentration*, S. 5.

(26) N. Deren-Yıldırım, *Hâkimle Tarafların İşbirliği*, S. 820 ff.

(27) ドイツにおいては、裁判所による実体的訴訟指揮があり（Vgl.: §§ 136 III; 273 I, II; 278; 139 dZPO）また対象の事実関係について完全な討論が行われる（§§ 136 III Hs. 1; 139; 273 I satz 2）。

(28) 日本法について、vgl. H. Nakamura, *Japan und das deutsche Zivilprozessrecht*, S. 33 ff.; 厳格な失権について、siehe Honma, *Die Reform*, S. 328 ff.

(200条, 202条)。その後、当事者はただそれぞれの相手方当事者の主張に反論を述べることができるだけである。訴えの後発的拡張は原則的に禁止されているが、相手方の同意がある場合にはその限りでない(185条2項, 202条2項)。請求の放棄, 請求の認諾(91条—95条), 並びに係争物の譲渡(186条)をすることができる。驚くべきことに、後からの訴えの変更が可能である(83条—90条)。訴えの変更という例外はあるが、トルコ法は普通法の同時提出主義を想起させるものである。

それに対して学説においては、改正の提案が行われていた。たとえば、アランゴヤ教授は、当初の事実群と関連する新しい事実については後から提出可能であると考えている。その場合、民事訴訟における真実発見の目的のために、同時提出主義は制限されることになる⁽²⁹⁾。それに対して、ウステンタグ教授は、かつての普通法のように、すべての事実が訴え提起と同時にすでに提出されなければならないと考えている⁽³⁰⁾。

それに対してドイツでは、厳格な同時提出主義は久しく廃止されている⁽³¹⁾。1924年の法改正以後、ドイツにおいては手続の集中と促進の原則が妥当し、さらに1976年の法改正以後、当事者のいわゆる訴訟促進義務が適用さ

(29) Alangoya, Vakıalar, S. 108 f.; ders., Usul, S. 240 ff.; Kuru, Hukuk Muhakemeleri Usulü (Zivilprozessrecht), Bd. II, 5. Aufl., İstanbul 1990, S. 1183; Kuru/Arslan/Yılmaz, Medeni Usul Hukuku ((Zivilprozessrecht), 12. Aufl., Ankara 2000, S. 371. Siehe auch.: N. Deren-Yıldırım, Teksif İlkesi Açısından İstinaf (Die Berufung im Hinblick auf der Eventualmaxime), İstinaf Mahkemeleri Uluslararası Toplantı 7-8 Mart 2003 (Internationale Symposium über Berufungsinstanz), Ankara 2003, s. 267 ff., insbes. S. 270 ff.

(30) Üstündağ, Die Sammlung des Prozessstoffs im türkischen Zivilprozessrecht und die damit verbundenen Probleme, in: FS Gaul (1997), S. 751 ff.. relativiert aber in seinem Lehrbuch (Yargılama), S. 530. Aufgrund des Gesetzes Yıldırım, Teksif ve Sözlülük İlkeleri, S. 480.

(31) Siehe für weitere Hinw.: J. Schulte, Die Entwicklung der Eventualmaxime, 1980, S. 10. Üstündağ, İddia ve Müdafaaın Değiştirilmesi Yasağı (Das Verbot der Aenderung von Behauptungen und Verteidigung), İstanbul 1967, Vorwort und S. 54. In Deutschland für Konzentrationsmaxime Siehe: Jauernig, ZPR, 23. Aufl., S. 92 ff. Misera, Die Eventualmaxime in der Reform des Italienischen Zivilprozessrechts von 1990, Bielefeld 1994, S. 182-183. F. Baur, Wege zu einer Konzentration der mündlichen Verhandlung im Prozess, Berlin 1966; ders., Weitere Anregungen zur Beschleunigung der Zivilrechtspflege, JZ 1969, S. 482 ff.

れ、その結果、責めのある遅れた提出を却下（遮断）することができる（ドイツZPO296条）。その限りにおいて、ドイツ法は柔軟な解決策をとっている。しかしその有効性は、ひろく裁判官の実際上の運用にかかっている。その際にモデルとなるのは、オーストリア法である。

同時提出主義に対する主要な批判が、民事訴訟の硬直化、単純図式化、空洞化、無用の事実重複にあることは間違いない。いかなる強力な制裁も、判決の質が訴訟迅速化という目的のために損なわれるという結果を引き起こす⁽³²⁾。

同時提出主義をさらに強化しようとするならば、スイス法や現行のトルコ法が示すように、手続の外形は、口頭主義よりも書面主義に従った手続のやり方によって行われることになる。

IV トルコ民事訴訟法における手続

1) 開始

トルコ民法の通常の訴訟は、書面の交換、事案説明、法廷期日および判決言い渡しから成り立っている。

当事者は、同時提出主義に基づき、自己の主張と防御方法を書面交換によって明らかにし、かつ同時に自己の証拠方法と未入手の文書を呈示しなければならない（179条3号、180条、195条、200条）⁽³³⁾。

スイスに起源をもつトルコ法では書面手続（書面交換）が主要手続である⁽³⁴⁾。

トルコ法では、通常裁判権のほかには労働裁判権において口頭手続が用いられる（473条から491条以下、213条、377条）。さらに、簡易手続が適用される場合もたくさん規定されており（507条から511条）、また迅速手続（501条から506条）も適用される。簡易手続は、簡易裁判所において基本的に適用されており、その適用範囲は拡大されている。

(32) Misera, S. 216 ff.

(33) 文献について、siehe Üstündağ, Yargılama, S. 252 ff. Für die Gesetzänderung siehe: vom 5. 3. 1985 Nr. 19685 Amtsblätter. Für die Beweiserhebung des Richters Art. 75/III, 230 ff. und 367 tZPO.

(34) Üstündağ, Die Sammlung des Prozessstoffs, S. 751. Für italienisches Recht siehe Trocker, Grundlinien der Reform der Italienischen Zivilrechtspflege, in: ZZPInt 1 (1996) S. 12. Vgl. Stürner, Die Struktur, S. 491 ff.

2) 民事裁判所の組織と管轄

裁判所の組織は、二段階になっている。第二の、最終審として活動をしているのは、最高裁判所（ヤルギタイ。Yargitay）である。

すべての裁判所は職業裁判官が従事している。4年間の学位課程と2年間の研修を終了したあとに、最高裁判官委員会によって裁判官として任命される。司法大臣およびその諮問委員がこの最高裁判官委員会のメンバーになっているので、裁判官の独立性と不偏性についてトルコでは疑問がある。

A 第一審裁判所

通常裁判権の第一審および第二審は、各行政区域に存在する簡易裁判所と地方裁判所である。簡易裁判所と地方裁判所では、単独裁判官が裁判をする。

若干の大都市では、地方裁判所は3人制の合議体による商事裁判所として設置された。

財産事件における簡易裁判所の管轄権は原則的に訴額によって定まる。すなわち、現在、訴額が400,000,000 TL（約300ドル）までの事件を簡易裁判所が管轄する。けれども、訴訟対象の価額の如何にかかわらず簡易裁判所に委ねられる訴訟事件がある。すなわち、賃貸借訴訟、分割訴訟、占有訴訟がこれに含まれる。地方裁判所の管轄権は、原則的に訴額によって定まる（8条）。けれどもそれ以外に、地方裁判所には訴額に関係なくいくつかの紛争が割り当てられている、すなわち、財団、著作権および破産法の領域に関する訴えがこれに属する。この事物管轄は専属管轄であり、その限りにおいて強行的性格を有する（22条、23条）。訴訟要件として、専属管轄は職権で調査されなければならない。また専属管轄に反すると絶対的上告理由になる。

特別裁判所として、労働裁判所、登記簿および執行裁判所、並びに知的財産裁判所がある。最近、家族法と消費者保護のための裁判所が設置された。

民事裁判所は、合計1,982,929件の事件記録を受理しており、そのうち44.6%が地方裁判所に、30%が簡易裁判所に、10%が執行裁判所に、そして4.8%が商事裁判所に係属している⁽³⁵⁾。

(35) 2002現在。Adalet Bakanlığı Adli Sicil ve İstatistik Genel Müdürlüğü (Justizministerium, Strafregister und Statistisches Amt), Ankara.

B 最上級の裁判所

控訴審裁判所はトルコの民訴法には存在しないので、第一審判決に対する上訴は破毀院に向けたものである(427条以下)。最終審は、ヤルギタイ(Yargitay)と呼ばれ、アンカラに所在する。この最高裁判所は、21の民事部と11の刑事部から構成される。民事および刑事の大法廷がそれぞれ存在し、さらに大連合部が上位にある。いくつかの部は専門部としても機能している。

各部は、一人の部長と4人の部員から成っている(合計、250人の裁判官が所属する)。ヤルギタイの構成員は、最高裁判官委員会によって指名される。

さらに言及されるべきことは、現在、トルコにおいて民事裁判権に従事している6000人以上の裁判官の内訳は、ヤルギタイの250人の裁判官のほかに、地方裁判所に1107人、簡易裁判所に490人、登記簿裁判所に229人、執行裁判所に142人、家庭裁判所の118人、労働裁判所に77人となっている⁽³⁶⁾。

C 通常裁判権

原則的に土地管轄を有するのは、被告の住所地の裁判所である(管轄権の一般的規則、9条)。特別裁判籍として、契約に基づく訴えについては履行地の裁判所が認められる。さらに、契約が締結された土地の裁判所でも、被告又はその訴訟代理人が訴え提起の時点でその場所に滞在するならば、訴えを提起することができる(10条)。不法行為に基づく損害賠償訴訟に対しては、不法行為地の裁判所もまた加害者の住所地の裁判所も管轄権を有する(21条)。

不動産にする訴えに関してはその所在地が、相続に関する訴えに関しては被相続人の最後の住所地が専属的な裁判籍となる(13条11号)。

トルコの裁判所の国際裁判管轄は、国内法の管轄規則によって定まる(国際私法法典27条)。

D 管轄合意(創設的)

事物管轄に関して管轄合意は不可能であるのに対して、土地管轄は、法が当該訴えに専属的裁判籍を命じていない限り、訴訟上の合意によって創設することができる。すべての訴訟上の合意は書面を要する(22条)。外国裁判所を専属とする合意は、その排他性のゆえに、同様に無効である。

(36) 21.04.2004現在。Justizministerium, Strafregister und Statistisches Amt.

E 訴訟代理人

a) 裁判所における代理

トルコの裁判所では、通常、弁護士強制がない⁽³⁷⁾。その唯一の例外が、最上級裁判所での弁論の場合である。

当事者は、トルコ人の弁護士以外の訴訟代理人によって代理されることはできない。弁護士には、地域的にもまた審級的にも活動の制限がない。

弁護士報酬は、法定の料金表で定まっている。

b) 訴訟代理人

弁護士とは、公式に認証された訴訟代理人であると理解されている。訴訟代理権の法定の範囲は、ドイツ民訴法におけるよりも限定されている。復代理人の選任、和解、請求の放棄、又は相手方の請求の認諾についての権限は、それらが訴訟委任状において明文で付与されている場合に限り、訴訟代理人に認められる（63条）。

3) 判決手続

A 地方裁判所における通常手続

a) 訴えの提起

訴えは、訴状の形で提出される必要がある。訴状に当事者は一定の申立および請求原因事実をすべて記載しなければならない（179条）。

訴状の送達の後には、被告は10日以内に答弁書を提出しなければならない、そうでなければ被告は原告の同意がなければ抗弁および事実を一切提出することができなくなる（195条）。原告は、10日以内に答弁書に対して文書で認否を明らかにすることができ、また被告は、10日以内に再び書面で反駁をすることができる（再反論。208条、209条）。

訴状の受理とともに、裁判官は弁論準備期日を指定する。第1回弁論準備期日までおよそ3ヶ月が見込まれる⁽³⁸⁾。

最初に、被告が遅くとも再反論までに提出した妨訴抗弁について裁判される

(37) 日本法について vgl. H. Nakamura, Japan und das deutsche Zivilprozessrecht, S. 29. トルコでは、2004年6月30日時点で総勢47,700人の弁護士がいて、そのうち35%がイスタンブールで、また15%がアンカラにいる（www.barobirlik.org.tr）。

(38) Die ministerialen Runderlasse vom 11.9.1948 (Nr. 109/16) und 1.11.1952 (Nr.123/1549) in: Ansay, S. 241.

(187条)。妨訴抗弁の事由は、担保提供、土地管轄、訴訟係属、訴状又は答弁書の瑕疵、並びに反訴の不適法である。訴訟開始段階における書面交換よりも遅れて提出された妨訴抗弁は一相手方の同意があっても一提出できない(188条)。

b) 事案解明段階

トルコの学説によれば、訴状は、事案解明段階の第一歩とみなされ、また実施されるべき審査の基礎となり、当該訴訟における道標としての役割を果たす⁽³⁹⁾。ウステンタグ教授は、普通法と並行させて、訴状が果たしているのは準備機能ではなく、方向付け機能である、という見解を主張している⁽⁴⁰⁾。

争いある実体的事実が発生したのか否かの審査は事案解明段階と呼ばれている(広義の事案解明)⁽⁴¹⁾。争われる実体的事実のほとんどは、過去に存在した事実関係に関するものであり、この事案解明段階で再現される。

事案解明の方法は、トルコ民訴法典に詳細に規定されており、それが民訴法規の大部分を形成している⁽⁴²⁾。事案解明(探知)は弁論準備期日において実施される⁽⁴³⁾。

裁判官は判決の言渡しまで当事者又はその代理人から訴訟の実体的事実に関して聴聞することができる(213条1項)。また、事案解明は、弁論準備期日に呼び出されたが出席しなかった当事者の不在のままでも実施される。この被告は、何ら免責事由を有しないならば、抗弁をもはや主張できない(213条2項, 3項)。

事実が裁判所に向かって理路整然と主張されているならば、裁判官は各事実を審査する、すなわち、a) 事件の法的基礎の点で、有効な拘束力が存在しているか、その法的基礎は必要的か否か、b) その法的基礎が必要的であるならば、それは論理一貫して主張されているか。トルコの民訴法典は、このことを明文では規定していない⁽⁴⁴⁾。法律では、争いがあり、かつ判決発見にとって

(39) Ansay, S. 234 f.

(40) Üstündağ, Die Sammlung des Prozessstoffs, S. 753.

(41) Siehe İ. Postacıoğlu, Medeni Usul Hukuku Dersleri (Zivilprozessrecht), 6. Aufl., İstanbul 1978, S. 500; Üstündağ, İddia, S. 81; ders., Yargılama, S. 578 ff. 事案解明についての広義および狭義について, siehe Bilge/Önen, S. 480-481.

(42) Siehe: M. K. Yıldırım, Delillerin Değerlendirilmesi, S. 179-181.

(43) Alangoya, Vakıalar, S. 293.

(44) フランス法上の“pertinant-concluant (schlüssig)”の区別の問題につい

重要な事実が証明されなければならない、とだけ規定されている (238条 1項)。

裁判官は、訴えが判決発見をするために十分に明白であるならば、事案解明段階を直ちに終結させ、当事者を期日に呼び出すことができる⁽⁴⁵⁾。

しかしながら、裁判官が争いある不明確な論点を見つけるならば、この点に関して口頭による釈明を要求し、その後で尋問を実施し、また証拠調べが必要な場合には、そのための期日を指定する (217条)。

c) 証拠調べ (236条以下)

妨訴抗弁の処理および訴訟要件の審査の後で、通常、証拠調べが行われる。

aa) 原則

証拠方法としては、文書、鑑定人、証人、検証物、および宣誓が法律で規定されている (236条以下)。自由証明に関する条文があり、それによって裁判官は法律上の証明手段に挙げられていない方法を、当事者に教示した後に、証拠として用いることができる (367条)。当事者尋問は、法律上、事案解明に関する章の中に規定されている (230条)。争われている主張が、証拠収集および証拠と反証を用いた証拠調べ手続の対象である。さらに、裁判上の自白 (236条、238条) と既判力の客観的範囲は証拠調べをすることなく拘束力を有する (237条)。

トルコの証拠法において、厳格証明のルールが支配している (287条以下)。法定の例外を度外視すれば、裁判官は、提出され、取り調べられた証拠方法を自由に評価することができる (240条)⁽⁴⁶⁾。裁判官は、制限的に自由な証拠評価を行う。裁判官は、採用された証拠方法のみを評価することができる。それに対して、ドイツ又はオーストリアの裁判官は、弁論の全趣旨 (当事者の態

て, siehe Postacıoğlu, *Usul*, S. 501 f.. “fait pertinent et concluant” は、ドイツ法でいう証明を要する重要な主張に相当する (Nagel, *Die Grundzüge des Beweisrechts im europäischen Zivilprozess*, Baden-Baden 1967, S. 129). ドイツ法について, siehe Schilken, *ZPR.*, Rdnr. 465 ff.

(45) Siehe Bilge/Önen, S. 481 und dort in Fn. 2 zitierte Art. 188 aZPO NE (vgl. Art. 319 nZPO NE).

(46) Yıldırım, *Delillerin Değerlendirilmesi*, passim.; ders. Die Einflüsse des französischen-, deutschen und schweizerischen Rechts auf das türkische Beweisrecht, in: *DIKE International* 2001/1, S. 47 ff.; ders. Die Bedeutung des Urkundenbeweises im türkischen Zivilprozessrecht, *ZZPInt.* 3 (1998), S. 379 ff..

度、尋問による当事者の発言等)についても事実認定の際に裁判官の自由な心証形成によって併せて斟酌しなければならない(ドイツ民法286条)。

bb) 文書および証人

トルコの民事訴訟において、一定の最小訴額(現在40,000,000TL)を超える法律行為に関して証人は排除される(288条)。

フランス法においては、証人尋問手続の煩雑さが手続簡素化の原動力になった⁽⁴⁷⁾。トルコにおいては、証人に信頼性が欠けるという恐れが原因である。このルールは、文書の受領が実質的にあるいは道徳的に困難であるという理由がある場合、若干の例外を有する、すなわち、日常取引の証拠、家族属性、または文書の紛失である(292条から294条)。トルコ法において、これらの例外はフランス法に比べてより狭く考えられている⁽⁴⁸⁾。

1957年の商法改正法以来、商人の間でも証人よりも文書が優先して取り調べられる。商法(82条)は、署名のうえ作成された商業帳簿に法定の証明力を与えているが、それが実務で適用されることめったにない。

トルコ法は、当事者についてもまた第三者についても文書提出義務を課しており(322条から336条)、また利益文書と法律関係文書を区別していない⁽⁴⁹⁾。

cc) 文書の質

文書は公文書または署名によって認証される私文書のいずれかである。外国の公文書は、権限のあるトルコ領事館によってトルコ語に翻訳され、かつ公証されなければならない(296条)。外国語で作成された私文書は、領事館によって公証される必要はない。この場合、当事者がこの外国の私文書をトルコ人の公証人に翻訳させることで足りる。裁判所は、翻訳を不十分であるとみなすならば、文書を自ら翻訳させることができる。

争いがある場合、挙証者が私文書の真正を証明しなければならない。308条から309条にしたがって、事案解明の手続が行われる。

(47) Stürner, *Geschichtliche Grundlinien des europäischen Beweisrechts*, FS für A. Söllner (2000), S. 1171 ff., 1182: フランス証拠法の三つの基本原理が大陸ヨーロッパの証拠法の基礎となり、今日まで影響を与えている。すなわち、書証の強調、当事者尋問の許容、証人尋問における自由な証拠評価(部分的自由心証主義)。

(48) Siehe für w. Hinw. Yıldırım, *Die Einflüsse des französischen Rechts*, S. 54; H. Konuralp, *Yazılı Delil Başlangıcı (Der Anfangsbeweis)*, Ankara 1988.

(49) 日本法について Siehe: Matsumoto, *ZZPInt* 1 (1996), S. 346 f..

dd) 電子文書

トルコ署名法22条によれば⁽⁵⁰⁾、安全な電子署名（e署名）は手書きによる署名と同等の証明力を有する。同法23条にしたがって、民訴法典に295条Aが追加され、それによって、安全な電子署名を用いて処理されたデータは文書と同等に扱われることになった。その点について争いがなければ、このデータは完全な証拠力を有する⁽⁵¹⁾。

ee) 当事者尋問

トルコの民事訴訟は、裁判官にとっての情報源として当事者から聴聞をするため二つの制度を有している。すなわち、当事者からの非公式の聴聞と当事者尋問である⁽⁵²⁾。

学説においては、当事者尋問が証拠になるのか否か、で見解が一致しない。裁判所は口頭弁論を実施しない⁽⁵³⁾。裁判所は確かに当事者に対して当事者尋問のための詳細な呼出状を送付する。しかし、当事者がこの当事者尋問の呼出状に従わないならば、自白の作用が生じる（234条）。非公式の聴聞は実務ではほとんど行われない。

トルコ法は、当事者の陳述証書に何らの価値もみとめていない、ましてどの程度当事者の主張が当事者本人によって確証されたものであるかについての主張、あるいは当事者の主張が自己の認識に関する答えを包含しているか否か、そこで争われまた自白されているのか否かについての主張には証拠上の価値がない⁽⁵⁴⁾。

オーストリアにおいては、1983年の法改正によって当事者尋問の補充性は廃

(50) 15.1.2004 (Nr. 5070) の法によって、電子認証法が2004年7月15日に施行される。

(51) Siehe auch für die Entwicklung, Yıldırım, Gesetzesentwurf über die elektronische Unterschrift und seine Auswirkungen auf das türkische Beweisrecht, in: DIKE Int. 2003/3, S. 317 ff..

(52) Art. 75, 213 ff., 230 ff. trZPO; § 141 dZPO (Parteihörung), § 445-455 dZPO (Parteivernehmung). z. B.: K. Polyzogopoulos, Parteierklärung und Parteivernehmung in ihrem gegenseitigen Verhältnis, Berlin 1976; H. Nagel, Kann die Subsidiarität der Parteivernehmung in der Deutschen ZPO noch vertreten werden? FS. Habscheid, 1989, S. 195 ff..

(53) Siehe Yıldırım, Die Einflüsse des französischen Rechts, S. 47 ff., 51 ff.

(54) Vgl. Stürner, Die Partei als Beweismittel im europäischen Zivilprozess, in: FS Ishikawa (2001), S. 537.

棄され、今や原則的な証拠方法のひとつになっている⁽⁵⁵⁾。

オーストリア法によれば、当事者は尋問を強要されてはならず、当事者には沈黙権が認められなければならない（オーストリア民法380条）。当事者が呼び出しに従わない場合、裁判官はこのことをその他の事情と併せて評価することができる（オーストリア民法381条）。フランス法によれば、当事者尋問又は本人が出頭をしないことは、書面上の初期証拠として評価されるが、しかし、質問への回答はそのようには評価されない。

スイスでは、2002年の草案によって当事者からの聴聞の概念又は当事者尋問に代わる証言書の概念が導入された。そのことから、当事者に真実証言義務を課することが試みられている。

ff) 証拠調べにおける裁判官および当事者の役割

当事者は、いくつかの分野において訴訟契約を結ぶことができる（裁判管轄、仲裁に関して）。当事者は、証拠契約も締結することができる（287条、174条、176条参照）。裁判官は、職権で、鑑定、検証、および当事者尋問を命じることができる（275条、363条、230条1項）。裁判官が職権によってそのほかの証拠方法を斟酌することができるのか否かについては争いがある。ある見解によれば、75条3項によっても、そのほかの証拠方法の斟酌は許されない⁽⁵⁶⁾。

最上級裁判所の多くの判決において、この見解が主張されている。たとえば、裁判官は、当事者に宣誓を促すことは許されない⁽⁵⁷⁾。証人の利用禁止を示唆する判決もある⁽⁵⁸⁾。鑑定人の選出の際には、当事者が優先権を有する（276条1項）。

そのほかの判決において、最上級裁判所は職権で75条3項による宣誓を命じ

(55) Rechberger/Simotta, ZPR, Rdnr. 644.

(56) Kuru, Hukuk Muhakemeleri, Bd. II, S. 1391; Üstündağ, Yargılama, S. 241. ウステンタグ教授は、トルコ民法75条3項を援用する。それに対して、アラングヤ (Alangoya, Vakıalar, S. 162-176) とウズール (Usul, S. 314) は、75条2項の裁判所の解明義務と不意打禁止の双方を援用する。

(57) Der Grosse Senate für Zivilsachen vom 3.6.1970, Nr. E. 1966/3-1535, K. 288, Son İçtihatlar Dergisi (Die Zeitschrift) 1971, S. 836-839.

(58) 8. Zivilsenat vom 17.1.1977, Nr. 5926-8620, in: Kuru, Bd. II, S. 1391 Fn. 132; 2. Zivilsenat vom 27. 11. 1987, Nr. 8623-4446, in: Yargıtay Kararları Dergisi (YKD) (Die Zeitschrift von Entscheidungen des Gerichtshofs) 1988/3, S. 177.

る権限を裁判官に認める⁽⁵⁹⁾。職権証拠調べの限界は次のようになる。すなわち、当事者の自白および自白契約（216条2文）による場合、又は当事者による証明の限定の場合（これは、当事者がそのほかの証拠方法を取り調べない、という当事者の宣誓とその調書への記載によって可能になる）⁽⁶⁰⁾。

職権による証拠方法の取り調べは、そのための手がかりが訴訟資料の中に存在する場合に許容される⁽⁶¹⁾。裁判官は、自己の私知も利用することができるが、しかしそれは裁判官が当事者によって提出された事実を参酌する場合に限られる。

各当事者は、相手方の利益になるとしても、文書を裁判所に提出しなければならない（326条）⁽⁶²⁾。

裁判官による証拠調べが当事者の不利益になるか否かの基準が問題である。

民事訴訟法において、このことは明確には定められていない。学説も沈黙している⁽⁶³⁾。ある見解によれば、ある当事者の主張のなかの事実告知はこの当事者の不利益になる証拠にはならない。旧い判決によれば、採取された証人の証言は、相手方が許す場合に限り、これを排除される⁽⁶⁴⁾。私見によれば、裁判官は一実体的正義という訴訟目的を考慮してドイツ法と同様に、訴訟資料に属するがしかし当事者にとって不利な事実の主張も斟酌することができる⁽⁶⁵⁾。

ある判決によれば、回答のための当事者の主張は、自由に評価すべき証拠方法として斟酌ことができる⁽⁶⁶⁾。

(59) Der Grosse Senate für Zivilsachen vom 10. 11. 1976, Nr. (E). 1975/11-1155, K. 2777, in: YKD 1977/12, S. 668; und vom 9. 7. 1969, Nr. (E). 1967-404, (K) 664, in: Ankara Barosu Dergisi (Die Zeitschrift von Anwaltskammer) 1969, S. 1132.

(60) Alangoya, Vakıalar, S. 170 ff.

(61) Alangoya, Vakıalar, S. 175.

(62) Alangoya, Vakıalar, S. 176 und dort zitierte Entscheidungen der Grosse Senate für Zivilsachen vom 9. 6. 1969 und 10. 11. 1976.

(63) M. R. Belgesay, Hukuk Usulü Muhakemeleri Kanunu Şerhi (Kommentar von ZPR), İstanbul 1939, Art. 236.

(64) Der Grosse Senate für Zivilsachen vom 4. 7. 1951, Nr. (E.) 108, (K). 85, in: Tatbikatta Yargıtay Kararları Mecmuası (Zeitblätter), S. 29-30, S. 792.

(65) Yıldırım, Delillerin Değerlendirilmesi, S. 138.

(66) in: Yıldırım, Delillerin Değerlendirilmesi, S. 138 Fn. 224a zitierte Rechtsprechung der 4. Zivilsenat vom 17. 7. 1959, Nr. 5963-6688: 「差押え申立書に

gg) 証拠法におけるトルコ裁判所の司法共助

外国裁判所がトルコに司法共助を囑託するとき、ここではハーグ民事訴訟条約の規定が適用される (14条1項)。

hh) トルコの証明法則の評価

裁判官は、訴訟手続のいかなる段階においても証拠調べを命じることができ、確固たる証明のルールが存在する。拘束力ある事実自白および当事者宣誓は、証拠方法として評価される。文書は法律関係の領域における中心的証拠方法である。私文書、公正証書および公文書は、異なった証明力を有する。宣誓は究極の手段である。

以上のルールは、トルコの証明体系が似ているのは、近代ヨーロッパの証明法ではなく、旧いローマ法⁽⁶⁷⁾であることを示す。

我々の見解によれば、効果的な権利保護のために証拠の自由な評価が認められるべきである⁽⁶⁸⁾。

d) 主要口頭弁論期日

法律によれば、証拠調べの終了の後に当事者は裁判官によって主要口頭弁論期日に呼び出され、そこで裁判官は判決に熟しているならば口頭弁論の終結を告知して、判決の言渡し期日を指定する (375条, 376条)⁽⁶⁹⁾。主要口頭弁論期日はたった一回だけ指定される。裁判官は、必要であると見なすならば、証拠調べを再度命じることができる。しかし、実務においては別の取り扱いのように見える。すなわち、単独裁判官は事実認定および判決をひとりで主宰する。法律によれば (181条1項後段)、裁判官は手続段階を斟酌しない (すなわち、事案解明段階か、主要口頭弁論段階か)。このようなやり方は、どちらかという口頭弁論の一体性になじむ方法である。

e) 当事者の欠席

当事者が出頭しないとき、期日はその当事者抜きで実施され (213条2項)、また判決はその当事者の不在のまま言い渡される。この欠席当事者に対して判決が送達される。記録のうえでは、通常の対席判決が下されたことになる。

における陳述は自白および法定証拠とは認められない」。

(67) Siehe auch Stürner, Beweisrecht, S. 1179.

(68) Siehe für w. Nach. Yıldırım, Urkundenbeweis, ZZPInt 3 (1998), S. 379 ff., 396.

(69) Postacıoğlu, Usul, S. 709 ff.; Üstündağ, Yargılama, S. 785 ff.; Bilge/Önen, S. 603 ff.

f) 判決

判決は、次のような内容を含む。事実、判決理由、および判決主文。この判決主文によって事件および訴訟費用に関する裁判所の判断が明示されている。トルコ国際私法典 2 条によれば、「裁判官が法を知る」のルールが外国法に関しても当てはまる。

判決は、当事者の主導で送達される。送達によって上訴期間が開始する。上訴期間は、地裁の判決に対するものは 15 日、簡易裁判所の判決に対するものは 8 日である (432 条, 437 条)。

B 簡易手続 (507 条—511 条)

簡易裁判所および地方裁判所においては、いわゆる簡易手続が実施される。通常手続と比較してのこの手続の特徴および相違点は、次の点にある。

まず、簡易手続の開始は書面による。その後の手続 (弁論および判決言い渡し) は口頭による。訴えは、訴状の提出によって提起される。原告は、書証をすでに訴状に添付して裁判所に引き渡さなければならない。

当事者間の文書の交換は行われぬ。当事者は、第 1 回口頭弁論における自己の申立と主張を裁判所の調書に記載させることができる。簡易手続は、事案の解明に役立つ場合に限り当事者からの聴聞を認める。裁判所の休暇 (7 月 20 日から 9 月 5 日まで) の間に、簡易手続に関して期日が開かれ、判決が下される。

V トルコ法における上訴

トルコの上訴体系は、ノイエンプルクの民事訴訟法によってだけ影響を受けてきたわけではなく、それはフランス民法とドイツ民法の混合物でもある。トルコの学説において、それは不出来の結合体と見なされている⁽⁷⁰⁾。狭義の

(70) Ansay, S. 347; Bilge/Önen, S. 643; Ö. Sivrihisarlı, Yargıtay Denetiminin Kapsamı (Umfang von Kontrolle des Yargıtays), İstanbul 1978, S. 17.

Über die Geschichte vom Obersten Gerichtshof siehe R. Seçkin, Yargıtay Tarihçesi, Kuruluşu ve İşleyişi, Ankara 1967, S. 221; N. Bilge, Türk Yargısında Karar Düzeltme Yolunun Tarihi Gelişimi ve Hukuki Değeri, in: Yargıtay Yüzüncü Yıldönümü Armağanı (Festschrift 100 Jährige Jubiläum), İstanbul 1968, S. 273 ff.

Der Königliche Erlass vom 6. März 1868 (1284 hicri arabische Kalender)

上訴は、破棄、破棄判決の修正、更正および手続の再審である。学説は、破棄とは第一に、広義における法律の正しい適用を保障し⁽⁷¹⁾、かつそれによって同時に下級裁判所の判例の統一化を促進するための上訴であると見なしている。その他の破棄事由は、間違った当てはめ、既判力を無視した裁判の矛盾、および手続瑕疵である（428条）。当事者が挙げる破棄事由は裁判所を拘束しない（435条2項）。

トルコの最上級裁判所・ヤルギタイ（Yargitay）は終局判決について法律問題と事実問題の双方について審査する（428条5号）。

破棄審はヤルギタイであり、その枠内において、管轄する部の面前で弁論が行われる。

最終審にたどり着くためには訴額の限定がある。財産上の請求権で、訴訟対象の価値が（現在40,000,000TL、約30ドル）を超えないものは、確定する。この金額はさほど大きなものではないので、最上級裁判所における取り扱い事件数は非常に大きい⁽⁷²⁾。ヤルギタイの民事部は、319,420件の事件を抱え、民事大法廷部は1127件の事件を抱えている（上記のように、民事裁判所は毎年約200万件の事件を抱える）。

ヤルギタイの機能上の権限は、どちらかといえば破棄にあると思われる。ヤルギタイは、再審査の後に、訴えを差し戻すか、または自判する。判決に瑕疵（判決の取消原因になる法適用の誤り）があったとしても、別の理由からその取り消されるべき判決が正しいと言えるならば、上告を不奏功のままにすることができる。この場合、ヤルギタイは、事件を自らの審級にとどめて、新しい訴訟が必要か否かを裁判する（438条7項）。最後に、ヤルギタイは、上告理由

und für die Verordnung der Kassation “Divanı Ahkamı Adliye Nizamnamei Esasisi” vom 1. April 1868.

Die erste Zivilprozessordnung war vom Jahr 1862 (hicri 1278) “Usultı Muhakemei Ticariye Nizamnamesi” und kannte gegen bestimmte Entscheidungen des Handelgerichts die Berufung, gegen bestimmte Berufungsentscheidungen (İstinaf Divanı) ein Rechtsmittel, das “itiraz alelhüküm” hieß, aber nicht eine Kassation war (Bilge, S. 291 ff.). Für laizistische Schritte von Jahren 1916-1917 siehe Yıldırım, Hukuk Devletinın Gereği: İstinaf (Die Notwendigkeit für Rechtsstaat: Die Berufung), İstanbul 2000, S. 118 ff.

(71) Stat aller siehe: Yıldırım, İstinaf, S. 24 f.

(72) 日本では、毎年約2500件の上告申立てがある（Honma, Die Reform, S. 335）。

がないと考える場合、裁判を確証する。民事部における確証の割合は約49%である。民事の連合部では約13%である。

法務官（訟務検事）は、破棄申立てによって、もっぱら法律の利益と保護のために、ヤルギタイの審査がなければ形式的に確定するはずの裁判所の判決について取消しを申し立てる権限を有する。破棄事由を肯定する破毀院判決は、訴訟当事者に対して何らの作用も有しない（427条6項から7項）。

更正とは、上告の延長の一種であり、判決の本質を変更するものではない。むしろ更正は、不明確な又は具体化されていない判決の規律内容を修正して、当事者に明瞭に示すためのものである。更正は、とくに判決の執行において明瞭性を生み出す（455条）。

控訴に関して、トルコではここ数年来ドイツ法ないしオーストリア法への接近の努力がはかられている。オスマントルコ帝国においては、控訴が認められていた。しかしトルコ共和国の設立以後、裁判官不足が理由で、控訴の制度は廃止された。それにもかかわらず、1930年代になるとこの方向性に拍車がかかった。この動きはまだ続いている。

2000年に創設された委員会は、古くからの状態を練り直して、新しい提案を行った。この法律草案は、前々回の国会会期において頓挫したが、その後、この形で再び提出されている。トルコの立法者の最近の創造物は、民事および刑事における第一審および第二審裁判所に関する裁判所組織のための法律草案、並びに2003年の民訴法改正草案である⁽⁷³⁾。これらはしかしまだ発効していない。この提案の最大の特徴は、更新の禁止だった。その限りで、オーストリアのモデルが優先されている。委員会は、上訴に関する現在の規制方法をモデルとして用いてきた。トルコの控訴法の改正をオーストリアのモデルに結びつけることは間違っている。全く異なった二つの制度なのであるから、それは成功しない⁽⁷⁴⁾。

これに関連して、大きな問題がある。上訴は、トルコでは狭くはしか認められていない。たとえば、中間判決に関しては、終局判決の言い渡しの後に上訴によって攻撃可能であり、それ以前にはできない。

終局判決だけが上訴への道を開いているというこのような状況によって、当事者の権利は制限されている。

(73) Gesetzesentwurf und Justizausschussreport des Türkischen Parlaments vom 29. 1. 2003, TBMM Period: 22, Nr. (S. Sayısı) 146.

(74) Siehe N. Deren-Yıldırım, Teksif İlkesi, S. 267 ff., 282-283.

結 論

民事訴訟法は、手続の整然とした進行を定めるものであり、方式に関する諸規定の積み重ねである。この方式上の諸規制は、訴訟の態様に応じて、様々な組み合わせを生じさせる。しかし、いずれの場合にもこれらの訴訟態様は民事訴訟の目的に合致し、かつそのことによって司法の保障に役立つものでなければならぬし、同時に訴訟の迅速な解決を保障するものでなければならぬ。

本報告では大旨次のことを明らかにした。

訴訟は、書面交換によってのみ実施されてはならず、法律において定められている口頭弁論部分が行われなければならない。75条2項をその趣旨通りに適用するならば、裁判官は当事者に対して不完全な、および不明瞭な事実に関して釈明を求めることができる。

トルコ法において、訴訟のやり方は、比較法論におけるほどには異なっていない。簡易手続は、その適用範囲を拡大している。簡易手続は、第1回の期日までに態度決定を明らかにすることを予定している。

比較法的に見ると、同時提出主義はオーストリア法にもスイス法にも部分的に行われていることが確認できる。したがって、トルコ民訴法における同時提出主義のルールは維持することができるかもしれない。弁論主義は当事者に、自己に有利な事実を主張する権限を与えるものであるが、これらの事実が提出されないならば、それは裁判所によっては考慮されない。この関連において、同時提出主義と弁論主義は調和している⁽⁷⁵⁾。オーストリアにおいても、迅速化原則が弁論主義と矛盾していない。迅速化原則は、当事者による懈怠を避けるために導入された。というのは、たいていの場合、敗訴当事者は訴訟を引き延ばそうと試みるからである。この迅速化原則は、弁論主義に関しても修正をもたらしている。

比較法的に見ると、ドイツにおいて同時提出主義は口頭弁論の単一化と集中原則によって取って代わられたことが観察できる。

トルコ法においては、法律において予定されている口頭手続を実施することが重要である。その他に、新しい制度としては、裁判官の実体的訴訟指揮（裁判官の質問、事案解明および指摘権）と当事者の真実義務がトルコ民訴法に導入されたこと、また控訴が上訴法体系に導入されることだろう⁽⁷⁶⁾。これらの

(75) Vgl. N. Deren-Yıldırım, *Teksif İlkesi*, S. 267 ff., insbes. 273-276.

点のすべてが、民事訴訟の目的から影響を受けた結果であり、とくに実体法の枠内における真実発見と公正な審理の枠内における不意打ち判決の回避という点から要請されている。これらの点は、トルコ法を比較法体制へと接近させるものであろう。このことが実現されないのであれば、紛争解決のための代替的手段がよりいっそう不可欠になる。このことは、しかし、民事訴訟における統一性の目的および目標と矛盾するものである⁽⁷⁷⁾。

* 訳者あとがき

本稿は、2004年6月12日、トルコのマルマラ大学法学部（イスタンブール）のカミール・イルディリム教授（Prof. Dr. M. Kamil YILDIRIM）が行った比較法研究所特別講演会の原稿の翻訳である。原題は“Ein allgemeiner Überblick über den türkischen Zivilprozessrecht”（本文もドイツ語）。講演当日は、早稲田大学手続判例研究会のメンバーのほか、多数の参加者があり、トルコ法、トルコ民訴法の沿革や比較法上の位置づけ、とくにフランス法、スイス法、ドイツ法・ドイツ法学からの影響について興味深い質疑応答が行われた。なお、同教授の招聘に際して、早稲田大学名誉教授・比較民法研究所所長の中村英郎教授に多大なるご尽力をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

（安達栄司 訳）

〔編者あとがき〕

イルディリム教授は、夫人（同じ民事訴訟法学者）とともに2004年6月8日から22日まで比較民事訴訟法研究所（所長 中村英郎教授）の招聘により学術交流のため日本に滞在した。同教授はトルコの若手中堅の民事訴訟法学者であり、主著は“Anfechtungsklage”（1994、トルコ語）。なお、ドイツ語の論文も多数ある。本稿は6月12日、早稲田大学比較法研究所で行われた講演“Ein allgemeiner Überblick über den türkischen Zivilprozessrecht”の翻訳である。翻訳は安達栄司成城大学教授が担当した。

(76) Yıldırım, İstinaf, passim.

(77) Siehe Stürner, Die Struktur, S. 505.